

2020年10月1日

新型コロナウイルスに関連する各州の対応（10月1日現在）

【ノースカロライナ州】

●9月30日（水）、クーパー・ノースカロライナ州知事は、州知事令（RESTRICTIONS TO PROTECT LIVES DURING THE COVID-19 PANDEMIC: PHASE 3）に署名しました。同州知事令に基づき、10月2日（金）から、当面10月23日（金）までを制限緩和措置第3段階としています。

●制限緩和措置第3段階では、室内での集会は25名まで、屋外では50名まで（従前の第2.5段階と同じ）等とされています。詳細は以下をご確認ください。

州政府関連サイト：<https://www.nc.gov/covid-19/staying-ahead-curve/phase-3-faqs#what-remains-the-same-under-phase-3>

州知事令：<https://files.nc.gov/governor/documents/files/E0169-Phase-3.pdf>

【サウスカロライナ州】

●9月24日（木）、マクマスター・サウスカロライナ州知事は、非常事態宣言を継続する州知事令に署名しました。この州知事令は同日から15日間（10月9日（金）まで）有効とされています。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://www.governor.sc.gov/sites/default/files/Documents/Executive-Orders/2020-09-24%20FILED%20Executive%20Order%20No.%202020-62%20-%20State%20of%20Emergency.pdf>

【ジョージア州】

●9月30日（水）、ケンブ・ジョージア州知事は、10月10日（土）を期限とする新型コロナウイルスに関連する公衆衛生上の緊急事態宣言を11月9日（月）午後11時59分まで延長する州知事令に署名しました。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/09302001/download>

●また、同日、ケンブ知事は、州知事令「EMPOWERING A HEALTHY GEORGIA」に署名し、10月1日（木）午前0時から10月15日（木）午後11時59分まで適用される遵守事項を指示しました。引き続き、各人の間に6フィートが確保できない場合には50名以上の集会を禁止すること、外出する際は可能な限りマスクを着用することを強く推奨すること等を指示するとされています。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/09302002/download>

【アラバマ州】

●9月30日（水）、アイヴィー・アラバマ州知事は、自宅待機推奨指示（Safer at Home）を11月8日（日）まで延長すること等を指示しました。詳細は以下等をご確認ください。

州知事室プレスリリース : <https://governor.alabama.gov/newsroom/2020/09/governor-ivey-issues-amended-safer-at-home-order-7/>